

～早めの対策で消費税軽減税率に備えましょう～

「キャッシュレス・消費者還元事業」及び 「消費税軽減税率制度」説明会

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。軽減税率制度は食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲料品を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理などが必要となり、多くの方に関係のある制度です。



開催日：令和元年7月8日(月) 14:00～16:30

●場所：志摩市商工会館 1階 多目的ホール
(志摩市阿児町鵜方 5012)

●内容：①消費税軽減税率制度について

- ・消費税軽減税率制度の概要について
- ・適格請求書等保存方式について

■伊勢税務署 担当者

②消費税増税に伴う国の支援策について

- ・軽減税率対策(レジ)補助金について
- ・IT導入補助金について

■南部経営支援センター 担当者

③キャッシュレス・消費者還元事業について

- ・キャッシュレス事業の概要について

■(株)百五カード・第三カードサービス(株) 担当者

●定員：100名(先着順、定員になり次第締め切ります)

●受講料：無料

●申込方法：下記の申込書に必要事項をご記入の上、志摩市商工会本所(FAX:0599-43-5146)まで FAXにてお申し込みください。

●問い合わせ：志摩市商工会本所(TEL:0599-44-0700)までお問い合わせください。



7/8「キャッシュレス・消費者還元事業」及び消費税軽減税率制度」説明会 申込書

志摩市商工会あて FAX 0599-43-5146

●事業所名		●電話番号	
●所在地	〒		
●参加者名			

※ご記入いただきました個人情報は慎重に取り扱い、本説明会の運営管理、その他情報提供のみに使用いたします。